

改正後	改正前
高知県耕地自然災害防止事業実施要領 最終改正 令和8年4月1日	高知県耕地自然災害防止事業実施要領 最終改正 令和7年4月1日
第1 ～ 第2 3 1) (略)	第1 ～ 第2 3 1) (略)
2) 過去に県営ほ場整備を実施した地域で、かつ下記のいずれかの流域治水に資する地区。 ア 田んぼの取組を行っている、又は行うことが確実な地区 イ 河川事業と連携を行っている、又は行うことが確実な地区 (河道修正・拡幅、遊水池の整備等) ウ その他市街地・集落を含む地域排水に資する地区	2) 過去に県営ほ場整備を実施した地域で、かつ下記のいずれかの流域治水に資する地区。 ア 田んぼの取組を行っている、または行うことが確実な地区 イ 河川事業と連携を行っている、または行うことが確実な地区 (河道修正・拡幅、遊水池の整備等) ウ その他市街地・集落を含む地域排水に資する地区
第3 措置 1 実施計画の承認 別紙1に定める計画概要表により計画書を策定し、知事の承認を得るものとする。	第3 措置 1 実施計画の承認 別に定める計画概要表により計画書を策定し、知事の承認を得るものとする。
第3 2 ～ 第5 (略)	第3 2 ～ 第5 (略)

改正後			改正前		
高知県耕地自然災害防止事業採択基準			高知県耕地自然災害防止事業採択基準		
事項	採択基準	負担区分	事項	採択基準	負担区分
耕地自然災害防止事業	<p>耕地自然災害危険地域（地すべり、湛水防除、ため池等）における災害未然防止のために緊急に行う必要のある保全施設等を設置し、生産基盤の保全並びに民生の安定と地域の活性化を図る事業</p> <p>○採択条件 [対象]</p> <p>①地域防災計画に揚げられている災害危険地域におけるもの</p> <p>②過去に県営ほ場整備を実施した地域で、かつ流域治水に資するもの（市町村営事業のみ）</p> <p>③その他知事が必要と認める地域におけるもの（県営事業のみ）</p> <p>○採択基準</p> <p>①県営事業 地すべり指定区域、地すべり危険区域、その他、県管理区域及びこれに準ずる区域における災害未然防止のために行う工事及び委託業務（ただし、維持管理的なもの、人為的な原因によるもの及び国庫補助対象事業の対象になるものは除く）</p>	<p>①県営事業費 県 100%</p> <p>※上記のうち、ため池の耐震化に伴う補強工事及び委託業務については下記のとおりとする。 県 90% 市町村 10%</p>	<p>耕地自然災害防止事業</p> <p>耕地自然災害危険地域（地すべり、湛水防除、ため池等）における災害未然防止のために緊急に行う必要のある保全施設等を設置し、生産基盤の保全並びに民生の安定と地域の活性化を図る事業</p> <p>○採択条件 [対象]</p> <p>①地域防災計画に揚げられている災害危険地域におけるもの</p> <p>②過去に県営ほ場整備を実施した地域で、かつ流域治水に資するもの（市町村営事業のみ）</p> <p>③その他知事が必要と認める地域におけるもの（県営事業のみ）</p> <p>○採択基準</p> <p>①県営事業 地すべり指定区域、地すべり危険区域、その他、県管理区域及びこれに準ずる区域における災害未然防止のために行う工事及び委託業務（ただし、維持管理的なもの、人為的な原因によるもの及び国庫補助対象事業の対象になるものは除く）</p>	<p>①県営事業費 県 100%</p> <p>※上記のうち、ため池の耐震化に伴う補強工事及び委託業務については下記のとおりとする。 県 90% 市町村 10%</p>	

改正後			改正前		
事項	採択基準	負担区分	事項	採択基準	負担区分
	<p>②市町村営事業</p> <p>1) 地域防災計画に揚げられている災害危険地域において災害未然防止のために行う工事(ただし、維持管理的なもの、人為的な原因によるもの及び国庫補助事業の対象となるものは除く)</p> <p>[事業内容]</p> <p>災害防止のために行う土留擁壁、排水路、承水路、アンカ、抑止杭、落石防止柵、排水ボーリング等の防災施設の設置並びに頭首工、樋門、用排水機場等の老朽化等により災害防止上緊急に整備する必要がある施設の整備補強等。</p> <p>2) 過去に県営ほ場整備を実施した地域で、かつ流域治水に資する地区で行う排水改良工事(ただし、維持管理的なもの、人為的な原因によるもの、国庫補助事業の対象となるもの及び仮設的なものは除く)</p> <p>なお、本項に関しては、令和12年度までの措置とする</p>	<p>②市町村営事業費</p> <p>地すべり</p> <p>県 80%</p> <p>市町村等 20%</p> <p>その他</p> <p>県 50%</p> <p>市町村等 50%</p>		<p>②市町村営事業</p> <p>1) 地域防災計画に揚げられている災害危険地域において災害未然防止のために行う工事(ただし、維持管理的なもの、人為的な原因によるもの及び国庫補助事業の対象となるものは除く)</p> <p>[事業内容]</p> <p>災害防止のために行う土留擁壁、排水路、承水路、アンカ、抑止杭、落石防止柵、排水ボーリング等の防災施設の設置並びに頭首工、樋門、用排水機場等の老朽化等により災害防止上緊急に整備する必要がある施設の整備補強等。</p> <p>2) 過去に県営ほ場整備を実施した地域で、かつ流域治水に資する地区で行う排水改良工事(ただし、維持管理的なもの、人為的な原因によるもの、国庫補助事業の対象となるもの及び仮設的なものは除く)</p> <p>なお、本項に関しては、令和7年度までの措置とする</p>	<p>②市町村営事業費</p> <p>地すべり</p> <p>県 80%</p> <p>市町村等 20%</p> <p>その他</p> <p>県 50%</p> <p>市町村等 50%</p>